

新公立病院改革プランの概要

団体コード	024457
施設コード	01

本様式作成日	平成29年3月31日
--------	------------

団体名	南部町																																																																																								
プランの名称	南部町病院事業新改革プラン																																																																																								
策定日	平成 29 年 3 月 31 日																																																																																								
対象期間	平成 29 年度 ～ 平成 32 年度																																																																																								
病院の現状	病院名	国民健康保険南部町医療センター		現在の経営形態		公営企業法財務適用																																																																																			
	所在地	青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山87番地1																																																																																							
	病床数	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計																																																																																	
		一般・療養病床の病床機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計※	※一般・療養病床の合計数と一致すること																																																																																	
診療科目	科目名	内科、外科、循環器内科、小児科、整形外科、皮膚科、泌尿器科 アレルギー科、肛門外科、眼科、歯科(計11科目)																																																																																							
(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割(対象期間末における具体的な将来像)	一次医療圏における急性期医療や慢性期医療に重点を置き、特殊医療の人工透析及び救急医療、在宅・地域医療においても公立病院としての役割を担い、地域住民の健康保持とニーズに対応しながら、健全な病院運営を実施していく。 また、南部町包括ケアの推進を図るうえで、保健・医療・福祉との連携を図っていく。																																																																																							
	平成37年(2025年)における当該病院の具体的な将来像	公立病院としての果たすべき役割を担いながら、病床利用率を目標値内にし、健全経営化を実施していき、二次保健医療圏においては、中核病院や大規模な急性期病院で対応できない場合など、中核病院等の後方支援病院として役割を担う。 救急医療については、救急告示病院として当町及び近隣市町村の初期診療及び入院救急医療を担う。																																																																																							
	② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	町では、地域住民による多様な活動の展開を含む、地域における保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供するとともに、多様な職種や機関との連携協働による地域包括ケアシステムを進めている。その中で、医療センターの役割として、隣接している健康福祉課(地域包括支援センター含む)と密に連携を取り合い、入院・外来患者には、退院後のケアやこれからの生活について、本人・家族・ケアマネージャー・行政間で情報提供等を行い、早期発見、早期対応に努める。必要であれば訪問看護、訪問医療を実施し、よりよい生活になるよう支援していく。																																																																																							
	③ 一般会計負担の考え方(繰出基準の概要)	総務省より通知される地方公営企業繰出金の基準に基づいて一般会計から繰出金を支出している。 ①病院の建設改良に要する経費(企業債元利償還金 1/2 , 2/3) ②不採算地区病院の運営に要する経費(高度・救急・特殊医療機器保守料及びリース料の一部、リハビリ部門の収入をもって充てることができない経費、医師診療手当) ③救急医療の確保に要する経費(空床補償、救急医療体制に要する人件費) ④医師及び看護師等の研究研修に要する経費(研究研修費 1/3) ⑤共済追加費用の負担に要する経費 ⑥医師確保対策に要する経費(パート医師に係る経費の一部、医師修学資金) ⑦児童手当に要する経費 ⑧建設改良に要する経費(医療機器購入 1/2)																																																																																							
	④ 医療機能等指標に係る数値目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年度(実績)</th> <th>27年度(実績)</th> <th>28年度</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1)医療機能・医療品質に係るもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急患者数(件)</td> <td>132</td> <td>121</td> <td>105</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>120</td> <td>120</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訪問診療(件)</td> <td>1,389</td> <td>1,467</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>※介護保険算定分</td> </tr> <tr> <td>訪問看護(件)</td> <td>205</td> <td>197</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>190</td> <td>※介護保険算定分</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション(件)</td> <td>11,155</td> <td>11,268</td> <td>10,960</td> <td>11,000</td> <td>11,000</td> <td>11,000</td> <td>11,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2)その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康・医療相談件数</td> <td>-</td> <td>570</td> <td>850</td> <td>860</td> <td>860</td> <td>870</td> <td>870</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定健診受診者数</td> <td>-</td> <td>2,085</td> <td>2,213</td> <td>2,220</td> <td>2,230</td> <td>2,240</td> <td>2,250</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考	1)医療機能・医療品質に係るもの									救急患者数(件)	132	121	105	120	120	120	120		訪問診療(件)	1,389	1,467	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	※介護保険算定分	訪問看護(件)	205	197	190	190	190	190	190	※介護保険算定分	リハビリテーション(件)	11,155	11,268	10,960	11,000	11,000	11,000	11,000		2)その他									健康・医療相談件数	-	570	850	860	860	870	870		特定健診受診者数	-	2,085	2,213	2,220	2,230	2,240	2,250
	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考																																																																																	
1)医療機能・医療品質に係るもの																																																																																									
救急患者数(件)	132	121	105	120	120	120	120																																																																																		
訪問診療(件)	1,389	1,467	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	※介護保険算定分																																																																																	
訪問看護(件)	205	197	190	190	190	190	190	※介護保険算定分																																																																																	
リハビリテーション(件)	11,155	11,268	10,960	11,000	11,000	11,000	11,000																																																																																		
2)その他																																																																																									
健康・医療相談件数	-	570	850	860	860	870	870																																																																																		
特定健診受診者数	-	2,085	2,213	2,220	2,230	2,240	2,250																																																																																		
⑤ 住民の理解のための取組	住民の理解のために、新改革プランをホームページに掲載する。																																																																																								

別記1

(2) 経営の効率化	① 経営指標に係る数値目標								
	1) 収支改善に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	經常収支比率(%)	99.6	101.9	106.8	100.1	100.6	100.0	100.5	
	医業収支比率(%)	93.7	94.7	88.1	88.8	89.0	89.7	90.9	
	2) 経費削減に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	材料費対医業収益比率(%)	11.5	12.2	12.2	11.3	10.8	10.7	10.7	
	3) 収入確保に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	外来患者数(人)	45,492	45,628	46,045	46,060	46,100	46,100	46,100	
	一般病床利用率(%)	93.6	90.7	85.4	88.5	88.5	88.5	88.5	
	療養病床利用率(%)	97.9	97.8	90.6	90.9	90.9	90.9	90.9	
4) 経営の安定性に係るもの	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考	
医師数(人)	8.0	8.2	8.5	7.0	7.0	7.0	7.0		
※決算統計数値									
上記数値目標設定の考え方	設定項目は、医療提供の内容を反映し、地域医療の貢献度に結びつく指標を選択し、健全・安定経営化していくための目標設定としており、その背景には、これまで経常収支で黒字経営をしてきており、それを維持する目標としたものである。								
② 経常収支比率に係る目標設定の考え方(対象期間中に経常黒字化が難しい場合の理由及び黒字化を目指す時期、その他目標設定の特例を採用した理由)	設定項目は、これまで数年に渡り、経常収支で黒字経営をしてきたことを踏まえ、現状維持を前提とした目標設定。								
③ 目標達成に向けた具体的な取組(どのような取組をどの時期に行うかについて、特に留意すべき事項も踏まえ記入)	民間的経営手法の導入	現在、業務委託している業務(医事・給食・清掃等)については、今後も引き続き業務委託を継続し、民間による経営手法の導入を図り、より効率的な業務委託を推進する。							
	事業規模・事業形態の見直し	○人口の推移 平成27年度の町の人口は、19,148人で、国立社会保障・人口問題研究所公表の推計値をもとに推計すると、平成32年度には人口17,851となり、5年間で1,297人の減少推測される。 ○推計患者数 南部町総合振興計画において、青森県の年齢階級別受療率と国勢調査人口とにより算定すると、入院患者数は横ばいの264人、外来患者数はH27:1,384人からH32:1,362人と22人の若干の減が見込まれる。 ○上記の人口及び患者数の推計や近年の病床利用率、外来患者数から、現在の病床規模・機能を維持できるものと推測される。							
	経費削減・抑制対策	○材料費の抑制 薬品は、極力ジェネリック薬品(後発品)の使用に努め、使用効率の向上と在庫量の適正化に努める。 診療材料については、同等品についての情報収集により、廉価購入に努める。 ○消耗品費の削減 消耗品の購入に際して、同等品の廉価購入に努める。 ○医療機器保守点検の削減 医療機器の日常の点検・清掃は担当する技師等で行うなど、年間保守点検業務委託料の削減と医療機器の使用期間の延長に努める。							
	収入増加・確保対策	○施設基準を満たす体制維持と新たな施設基準への対応強化による診療報酬の確保 改定された施設基準を満たすための体制整備と新たに取得できる可能性のある施設基準の掘り起しとその対応を行うことによる診療報酬点数の確保を図る。 (平成28年度には「認知症ケア加算」を新たに取得) ○町健康福祉部門との連携による業務委託 隣接してある町健康福祉部門との連携による健康診査業務等を受託して実施。							
その他									
④ 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等	別紙1記載								

別記1

(3) 再編・ネットワーク化	当該公立病院の状況	<input type="checkbox"/> 施設の新設・建替等を行う予定がある <input type="checkbox"/> 病床利用率が特に低水準(過去3年間連続して70%未満) <input type="checkbox"/> 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討する必要がある				
	二次医療又は構想区域内の病院等配置の現況	○当院が所在する八戸地域保健医療圏は、300床以上の3総合病院と、公立病院が4施設、開設されている。八戸市立市民病院(一般552床)、青森労災病院(一般474床)、八戸赤十字病院(一般374床)、三戸中央病院(一般95床、療養49床)、五戸総合病院(一般167床)、南部町医療センター(一般26床、療養40床)、おいらせ病院(一般78床)				
	当該病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要 (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>&lt;時期&gt;</th> <th>&lt;内容&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成37年度末</td> <td>                             地域医療構想で示された下記の機能分化・連携の方向性に基づき、毎年圏域ごとに開催される地域医療構想調整会議等を活用しながら、圏域内の機能分化・連携について検討していくとともに、再編・ネットワーク化の必要性についても検討する。                              (八戸市立市民病院)                              ①充実した医療の提供を目指した病院を中心とした青森労災病院・八戸赤十字病院との機能分化・連携の推進                              ②圏域内自治体病院等への支援(その他の自治体病院等)                              ①病床規模の縮小・診療所化                              ②回復期・慢性期への機能分化                              ③中核病院との連携体制の構築                              ④在宅医療の提供                              ⑤へき地医療拠点病院(三戸中央病院)を中心とした効率的なへき地等医療提供体制の整備                         </td> </tr> </tbody> </table>	<時期>	<内容>	平成37年度末	地域医療構想で示された下記の機能分化・連携の方向性に基づき、毎年圏域ごとに開催される地域医療構想調整会議等を活用しながら、圏域内の機能分化・連携について検討していくとともに、再編・ネットワーク化の必要性についても検討する。 (八戸市立市民病院) ①充実した医療の提供を目指した病院を中心とした青森労災病院・八戸赤十字病院との機能分化・連携の推進 ②圏域内自治体病院等への支援(その他の自治体病院等) ①病床規模の縮小・診療所化 ②回復期・慢性期への機能分化 ③中核病院との連携体制の構築 ④在宅医療の提供 ⑤へき地医療拠点病院(三戸中央病院)を中心とした効率的なへき地等医療提供体制の整備
	<時期>	<内容>				
平成37年度末	地域医療構想で示された下記の機能分化・連携の方向性に基づき、毎年圏域ごとに開催される地域医療構想調整会議等を活用しながら、圏域内の機能分化・連携について検討していくとともに、再編・ネットワーク化の必要性についても検討する。 (八戸市立市民病院) ①充実した医療の提供を目指した病院を中心とした青森労災病院・八戸赤十字病院との機能分化・連携の推進 ②圏域内自治体病院等への支援(その他の自治体病院等) ①病床規模の縮小・診療所化 ②回復期・慢性期への機能分化 ③中核病院との連携体制の構築 ④在宅医療の提供 ⑤へき地医療拠点病院(三戸中央病院)を中心とした効率的なへき地等医療提供体制の整備					
経営形態の現況(該当箇所にて✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合					
(4) 経営形態の見直し	経営形態の見直し(検討)の方向性(該当箇所にて✓を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行				
	経営形態見直し計画の概要(注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>&lt;時期&gt;</th> <th>&lt;内容&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成32年度末</td> <td>                             ・前回の改革プランで公営企業法全部適用について、町及び病院とで協議・検討結果、全部適用に至らなかったが、今回、再度検討する。                         </td> </tr> </tbody> </table>	<時期>	<内容>	平成32年度末	・前回の改革プランで公営企業法全部適用について、町及び病院とで協議・検討結果、全部適用に至らなかったが、今回、再度検討する。
<時期>	<内容>					
平成32年度末	・前回の改革プランで公営企業法全部適用について、町及び病院とで協議・検討結果、全部適用に至らなかったが、今回、再度検討する。					
(5)(都道府県以外記載)新改革プラン策定に関する都道府県からの助言や再編・ネットワーク化計画策定への都道府県の参画の状況	新公立病院改革ガイドラインや地域医療構想の概要、策定までのスケジュール等について、説明会が開催された。また、青森県では自治体病院経営研究会を設置しており、その中でも地域医療構想の今後の進め方についての説明や各病院のプランの策定状況に係る情報交換が行われた。その他、総務省の病院事業担当者会議の情報提供が行われたり、プラン作成の進捗状況等について個別にヒアリングが実施されている。					
※点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	○院内運営委員会において毎年点検 ○南部町国民健康保険運営協議会において毎年評価				
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	○点検:毎年6月頃 ○評価:毎年8月頃 ○公表:毎年9月頃				
	公表の方法	○病院ホームページで公表				
その他特記事項						

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度						
		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収	1. 医業収益 a	956,239	968,963	895,651	938,349	938,733	940,178	938,833
	(1) 料金収入	837,758	842,836	786,548	817,951	818,235	819,580	818,235
	(2) その他	118,481	126,127	109,103	120,398	120,498	120,598	120,598
	うち他会計負担金	47,301	47,390	46,355	33,398	33,398	33,398	33,398
	2. 医業外収益	107,278	116,537	236,647	153,561	155,152	137,439	127,068
	(1) 他会計負担金・補助金	63,490	65,540	185,966	103,320	113,366	97,225	96,893
	(2) 国(県)補助金	1,296	1,907	1,628	1,628	1,630	1,630	1,630
	(3) 長期前受金戻入	39,482	45,902	45,772	45,573	37,116	35,544	25,505
	(4) その他	3,010	3,188	3,281	3,040	3,040	3,040	3,040
	経常収益(A)	1,063,517	1,085,500	1,132,298	1,091,910	1,093,885	1,077,617	1,065,901
入	1. 医業費用 b	1,020,503	1,023,241	1,016,759	1,056,700	1,055,000	1,048,403	1,032,484
	(1) 職員給与費 c	536,777	529,629	546,073	564,695	571,666	561,745	568,247
	(2) 材料費	109,945	118,208	109,415	106,000	101,414	101,000	100,900
	(3) 経費	255,994	257,380	259,454	289,846	287,308	286,275	288,087
	(4) 減価償却費	114,376	109,111	99,440	93,159	91,492	94,583	72,100
	(5) その他	3,411	8,913	2,377	3,000	3,120	4,800	3,150
	2. 医業外費用	47,055	42,366	43,267	33,938	31,888	29,011	28,180
	(1) 支払利息	17,360	16,946	17,829	16,135	15,595	14,937	14,127
	(2) その他	29,695	25,420	25,438	17,803	16,293	14,074	14,053
	経常費用(B)	1,067,558	1,065,607	1,060,026	1,090,638	1,086,888	1,077,414	1,060,664
経常損益(A)-(B)(C)	▲ 4,041	19,893	72,272	1,272	6,997	203	5,237	
特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	29,941	73	330,968	100	100	100	100
	特別損益(D)-(E)(F)	▲ 29,941	▲ 73	▲ 330,968	▲ 100	▲ 100	▲ 100	▲ 100
純損益(C)+(F)	▲ 33,982	19,820	▲ 258,696	1,172	6,897	103	5,137	
累積欠損金(G)	0	0	0	0	0	0	0	
不良債務	流動資産(ア)	1,005,392	1,095,556	1,138,109	1,158,305	1,099,341	1,096,065	1,098,795
	流動負債(イ)	76,206	75,817	73,113	83,178	77,079	75,045	75,000
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ)								
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	99.6	101.9	106.8	100.1	100.6	100.0	100.5	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	93.7	94.7	88.1	88.8	89.0	89.7	90.9	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$	56.1	54.7	61.0	60.2	60.9	59.7	60.5	
地方財政法施行令第15条第1項 により算定した資金の不足額(H)								
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
病床利用率	96.2	95	89.5	90.9	90.9	90.9	90.9	

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度						
		26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収 入	1. 企業債	40,500	0	2,900	21,800	43,000	17,300	
	2. 他会計出資金	10,788	0	0				
	3. 他会計負担金		13,167	10,820	13,151	17,161	43,668	40,671
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金	40,000		1,483	2,700	2,700	2,700	
	7. その他							
	収入計 (a)	91,288	13,167	15,203	37,651	62,861	63,668	40,671
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)-[(b)+(c)] (A)	91,288	13,167	15,203	37,651	62,861	63,668	40,671	
支 出	1. 建設改良費	76,071	740	4,450	24,517	46,675	20,000	0
	2. 企業債償還金	17,713	14,312	11,392	11,795	28,963	73,851	70,456
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	3,600	3,600	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
	支出計 (B)	97,384	18,652	21,242	41,712	81,038	99,251	75,856
差引不足額 (B)-(A) (C)	6,096	5,485	6,039	4,061	18,177	35,583	35,185	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	6,096	5,485	6,039	4,061	18,177	35,583	35,185
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0
計 (D)	6,096	5,485	6,039	4,061	18,177	35,583	35,185	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	

1. 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
収益的収支	( 0 ) 110,791	( 0 ) 112,930	( 0 ) 232,321	( 0 ) 136,718	( 0 ) 146,764	( 0 ) 130,623	( 0 ) 130,291
資本的収支	( 0 ) 10,788	( 0 ) 13,167	( 0 ) 10,820	( 0 ) 13,151	( 0 ) 17,161	( 0 ) 43,668	( 0 ) 40,671
合計	( 0 ) 121,579	( 0 ) 126,097	( 0 ) 243,141	( 0 ) 149,869	( 0 ) 163,925	( 0 ) 174,291	( 0 ) 170,962

(注)

- 1 ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務副大臣通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。